

# 伝統工芸高岡

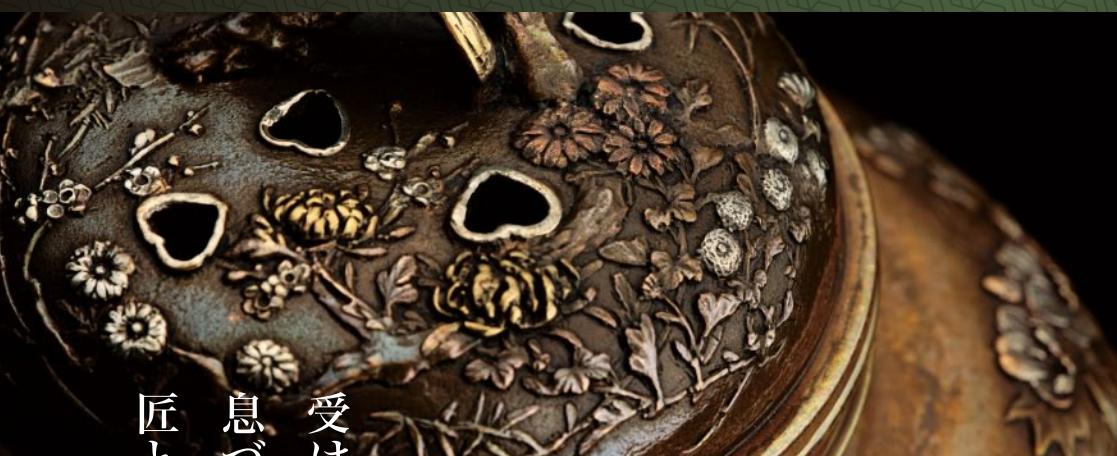
交流 + 美食

職人との交流と歴史的建築で食を楽しむ  
高岡ガストロノミーツアー

最少遂行人数  
2名様～

旅行代金 税込  
お一人様 81,500円～101,500円 税込

※料金には伝統工芸工房見学料、瑞龍寺入館料、ガイド料、食事代、旅行特別補償を含みます。

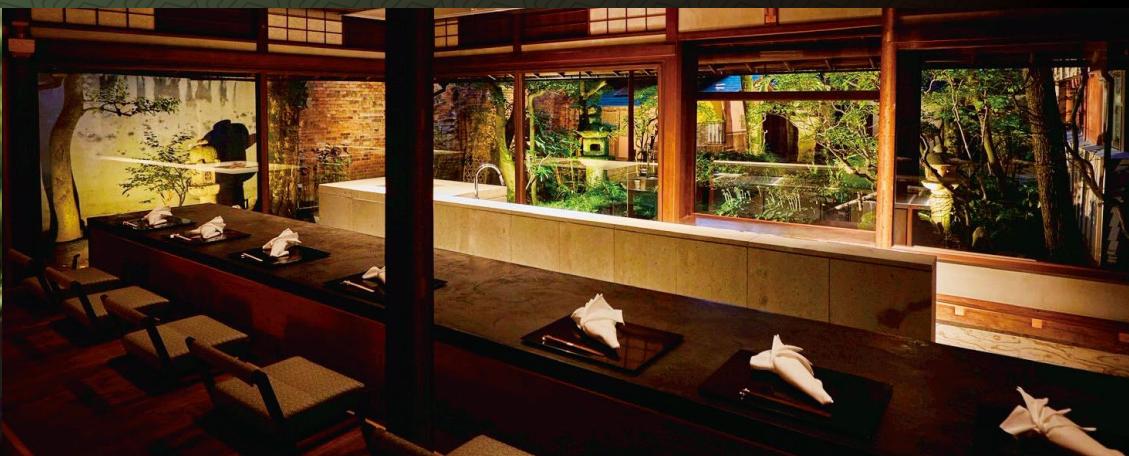


息づく文化。  
受け継がれる技、  
匠と語らい、匠に学ぶ。

約400年の歴史を刻む高岡伝統工芸。高岡のものづくりは、鋳造・彫金・塗りなどの分業によって磨かれ、それぞれの職人が専門の技を極めることで、繊細で精巧な美を生み出していました。

このツアーでは、国が認定する伝統工芸士の工房を特別に訪問し、普段は公開されることのない制作の現場を間近に見学し、職人との語らいを通して、匠の精神にふれ、その技と心を学びます。あわせて、高岡が育んできた歴史・文化・風土にもご案内いたします。国宝・瑞龍寺、高岡大仏、そして重要伝統的建造物群保存地区・金屋町に残る千本格子の町並みを散策します。

お食事は、江戸末期の町家を改装した趣ある空間にて高岡の伝統工芸品の器に盛りつけられた、地元の旬の魚や野菜を味わいながら、伝統の真髄にふれる特別な時間をお過ごしください。



## 国宝 高岡山瑞龍寺



加賀藩二代藩主・前田利長公の菩提寺として作られた、国宝にも指定される格式高い禅寺です。総門から一步足を踏み入れると、左右対称に美しく広がる回廊が訪れるを迎える、そのスケール感に圧倒されます。ほかにも、美しい天井画、檜や戸室石を用いた堂内など見どころも豊富です。

## 高岡市金屋町



高岡市金屋町は、1609年に鋳物師が集まり「鋳物発祥の地」として栄えた町です。千本格子の町家や銅片入り石畳の通りが約500m続き、鋳物工房や資料館、伝統工芸の店も点在。国の「重要伝統的建造物群保存地区」に指定され、散策しながら歴史と職人の技を楽しめる町です。

## 〈スケジュール〉

9:00	集合: 瑞龍寺
10:00	見学 瑞龍寺
10:30	(移動)
11:30	銀製品工房見学
12:00	・しづかね屋裕翠
12:30	(移動)
13:00	昼食
13:30	茶寮和香
14:00	(移動)
14:30	金屋町散策
15:00	・鋳物資料館
15:30	・高陵金寿堂
16:00	・四津川製作所
16:00	見学 武藏川工房
17:00	(移動)
17:15	高岡大仏見学
17:40	(移動)
18:00	夕食
18:30	Ahora Aqui(アオラキ)
20:00	

## 武藏川工房



富山・高岡の老舗「武藏川工房」では、3代目職人の指導のもと、伝統の高岡漆器・螺鈿を体験できます。貝の美しい輝きを生かしたお箸やコースター作りは初心者でも安心。職人の技を間近で学びながら、自分だけの光沢ある漆器作品を完成させることができます。

## Ahora Aqui(アオラキ)



高岡市のAhora Aquiは、1900年建築の国登録有形文化財・佐野家住宅を改装したレストランです。厚い漆喰壁の土蔵造りに、洋風意匠を取り入れたモダンな内装が特徴。敷地内の中庭や茶室「閑雲亭」など、日本の伝統美と明治期の洋風建築が融合した空間をお楽しみください。

## ■旅行代金(おひとり様/大人・小人同額)

伝統工芸工房体験料、伝統工芸士ガイド料、食事代、通訳ガイド料、旅行特別補償を含みます。

## ■ツアーアの実施日について

2025年12月1日(月)～2026年12月18日(金)

平日のみ但し、別に除外日あり

(2025年12月23日～2026年1月7日、8月7日～17日)

## ■注意事項

## ■服装・持ち物について

動きやすい服装、歩きやすい靴でご参加ください。

工房見学で衣服等に汚れが付着する可能性があります。

## ■食事について

アレルギーの有無、刺身の可否、禁忌食品の有無を事前に確認させていただきたいです。

## ■荷物の重量について

荷物の重量によって車両変更が発生した際は、別途料金が発生する可能性があります。

## ご旅行条件(要約) お申込みの際には、必ず旅行条件書をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上、お申込み下さい。

## ●1 募集型企画旅行契約

この旅行は、(株)ユージャパントラベル(以下「当社」という)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。旅行契約の内容・条件は募集パンフレット・別途お渡しする旅行条件書(全文)・出発前にお渡しする最終旅程表および当社旅行契約款済型企画旅行契約の部(以下「約款」といいます)によります。

## ●2 ご旅行のお申込みおよび契約成立

①(1)当社、(2)旅行業法で規定された「受託業者所」(以下「1)2)を併せて「当社ら」という)のそれぞれにおいて、お客様からの旅行契約のお申し込みまたはご予約を承ります。

②ご来店の場合、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、後述申込金を添えてお申し込みいただけます。

③当社は電話、郵便、ファクシミリの通信手段による旅行契約のお申し込みを受け付けることがあります。

④この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社がご予約の承認の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出・申込金の支払いをしていただけます。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社はお申し込みをかったものとして取り扱います。

当社が定める日にお申し込みが既済の場合は当社らが指定する期日までにお支払いください。また、お客様が当社掲載カード会員の場合は、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といいたします。

●4 お申込み条件

①旅行開始日時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。15歳未満の方が契約責任者となるお申し込みは受け付けてません。旅行開始日時点で15歳以上20歳未満の方が単独でご参加の場合、親権者の同意書が必要です。

②特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する特定の条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

③お客様が競争関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

④その他当社の業務上の都合がある場合には、お申し込みをお断りする場合があります。

●5 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消しされる場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の割率で取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で一部の方がキャンセルの場合には、ご参加のお客様から1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消料	取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日前にあたる日まで	21日前にあたる日まで	無料
10日前以上旅行代金まで	20日前にあたる日まで	旅行代金の20%
30日前以上50万円未満	5日前にあたる日まで	5日前にあたる日まで
15日前以上50万円未満	3日前にあたる日まで	3日前にあたる日まで
10日前以上15万円未満	2日前にあたる日まで	2日前にあたる日まで
10万円未満	旅行代金の20%以上旅行代金まで	旅行代金の20%

## ●3 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日前にあたる日以降、21日前までの間

当社は、別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に一定の率を乗じた変更料金をお支払いいたします。詳しくは別途交付する旅行条件書(全文)でご確認ください。

●6 旅費保証

当社は、別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に一定の率を乗じた変更料金をお支払いいたします。詳しくは別途交付する旅行条件書(全文)でご確認ください。

●7 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件は2025年11月1日を基準日としています。また、旅行代金は2025年11月1日以降の現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

●8 個人情報の取り扱いについて

当社では、旅行のお申し込みの受け付けに際し、お客様から所定の申込書にて、お申し込みいただいた旅行のサービスの手配およびそれらのサービスの受領のために必要となる個人情報を、お客様よりすべてお提供いただけます。お提供いただきましたお客様の個人情報(氏名・住所・電話番号等)、メールアドレスなどについて、お客様との連絡に利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関・保険会社などに対し、電子的方法などにより提供いたします。旅行代金には税料・サービス料が含まれております。

## 旅行企画・実施

お問い合わせ・お申し込みは(受託販売)

トイボックスツアーセンター **TOY BOX**

観光庁長官登録旅行業第818号 (一社)日本旅行業協会会員

旅行企画・実施

**ニューシャンパントラベル**

本社 富山市奥田新町8番1号ボルファートとやま1F

旅行業公正取引  
協議会会員

ホームページアドレス [www.njt.jp](http://www.njt.jp)

旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく右記の旅行業取扱管理者にお訊ねください。